

令和 7 年度

国営施設機能保全総合対策事業
霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務

特 別 仕 様 書

(当 初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	令和7年度国営施設機能保全総合対策事業霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営霞ヶ浦用水農業水利事業で造成された水管理施設について、N T T 専用回線サービス廃止に係る対応に必要な部分更新をするための受益面積調査、経済効果の算定及び緊急防災等工事計画書(案)の作成等を行うものである。
(場 所) 第1-3条	この業務において対象とする施設の場所は、茨城県土浦市他10市2町で別添1「全体位置図」に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、自らが行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級」の確認を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある。 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。 イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況についてその都度監督職員に報告しなければならない。

項 目	内 容																		
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1－6 条	6 報告書作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4－1 条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果品のミス、不備 等																		
(一般事項) 第 1－7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 作業実施の順序方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 3 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 5 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。																		
(管理技術者) 第 1－8 条	1 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>電子応用</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td>－</td></tr><tr><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画	電気電子	電子応用	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画																	
	電気電子	電子応用																	
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画																	
博士	当該業務に関連する学術部門																		
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－																	
	農業土木	－																	

項 目	内 容																		
(照査技術者) 第 1－9 条	2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 1 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>電子応用</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td>－</td></tr><tr><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画作成時 2) 受益面積調査終了時 3) 基本事項の検討完了時 4) 緊急防災等工事計画書（案）等作成時 5) 成果取りまとめ時 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画	電気電子	電子応用	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画																	
	電気電子	電子応用																	
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画																	
博士	当該業務に関連する学術部門																		
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－																	
	農業土木	－																	
(担当技術者) 第 1－10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																		
(配置技術者の確認) 第 1－11 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																		
(保険加入) 第 1－12 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																		

項 目	内 容																																																								
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	この業務の実施・検討に関しては、以下に示す図書によるものし、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>水管理制御方式技術指針(計画設計編)</td><td>農林水産省ホームページ参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html</td><td>令和 6 年 10 月</td></tr><tr><td>2</td><td>【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>(株) 大成出版社</td><td>平成 27 年 9 月</td></tr></table>	No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省ホームページ参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html	令和 6 年 10 月	2	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成 27 年 9 月																																												
No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																																						
1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省ホームページ参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html	令和 6 年 10 月																																																						
2	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成 27 年 9 月																																																						
(設計基本条件) 第 2－2 条	1 設計基本条件 設計作業の対象施設は、別添 2「設計対象範囲位置図」のとおりであり、設計条件は次のとおりである。なお、概算工事費については、12 月中に算定するものとする。 (1) 中央管理所(親局) <table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>伝送形式</th><th>機 器</th><th>数量</th></tr><tr><td>1</td><td>霞ヶ浦農業用水管理センター (中央管理所)</td><td>NTT 専用回線伝送 帯品目 (3.4kHz)、 符号品目 (50b/s)</td><td>・ TM/TC 親局装置</td><td>一式</td></tr></table> (2) 子局 <table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>伝送形式</th><th>機 器</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">八郷揚水機場 (八郷操作所)</td><td rowspan="3">NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)</td><td>・ TM/TC 子局装置</td><td rowspan="3">一式</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr><tr><td>・ TM/TC 親局装置</td></tr><tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">羽黒揚水機場</td><td rowspan="3">NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)</td><td>・ TM/TC 子局装置</td><td rowspan="3">一式</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr><tr><td>・ TM/TC 親局装置</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">不動谷津池</td><td rowspan="2">NTT 専用回線伝送 子局→孫局：帯品目 (3.4kHz)</td><td>・ TM 子局装置</td><td rowspan="2">一式</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">板敷吐水槽</td><td rowspan="2">NTT 専用回線伝送 子局→孫局：符号品目 (50b/s)</td><td>・ TM 子局装置</td><td rowspan="2">一式</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr><tr><td rowspan="3">5</td><td rowspan="3">笠間池</td><td rowspan="3">NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)</td><td>・ TM/TC 子局装置</td><td rowspan="3">一式</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr><tr><td>・ TM/TC 親局装置</td></tr><tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">長者池揚水機場 (真壁操作所)</td><td rowspan="4">NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz)</td><td>・ TM/TC 子局装置</td><td rowspan="4">一式</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr><tr><td>・ TM/TC 親局装置</td></tr><tr><td>・ 入出力中継装置</td></tr></table>	No.	名 称	伝送形式	機 器	数量	1	霞ヶ浦農業用水管理センター (中央管理所)	NTT 専用回線伝送 帯品目 (3.4kHz)、 符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 親局装置	一式	No.	名 称	伝送形式	機 器	数量	1	八郷揚水機場 (八郷操作所)	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 子局装置	一式	・ 入出力中継装置	・ TM/TC 親局装置	2	羽黒揚水機場	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 子局装置	一式	・ 入出力中継装置	・ TM/TC 親局装置	3	不動谷津池	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：帯品目 (3.4kHz)	・ TM 子局装置	一式	・ 入出力中継装置	4	板敷吐水槽	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM 子局装置	一式	・ 入出力中継装置	5	笠間池	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 子局装置	一式	・ 入出力中継装置	・ TM/TC 親局装置	6	長者池揚水機場 (真壁操作所)	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz)	・ TM/TC 子局装置	一式	・ 入出力中継装置	・ TM/TC 親局装置	・ 入出力中継装置
No.	名 称	伝送形式	機 器	数量																																																					
1	霞ヶ浦農業用水管理センター (中央管理所)	NTT 専用回線伝送 帯品目 (3.4kHz)、 符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 親局装置	一式																																																					
No.	名 称	伝送形式	機 器	数量																																																					
1	八郷揚水機場 (八郷操作所)	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 子局装置	一式																																																					
			・ 入出力中継装置																																																						
			・ TM/TC 親局装置																																																						
2	羽黒揚水機場	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 子局装置	一式																																																					
			・ 入出力中継装置																																																						
			・ TM/TC 親局装置																																																						
3	不動谷津池	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：帯品目 (3.4kHz)	・ TM 子局装置	一式																																																					
			・ 入出力中継装置																																																						
4	板敷吐水槽	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM 子局装置	一式																																																					
			・ 入出力中継装置																																																						
5	笠間池	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz) 子局→孫局：符号品目 (50b/s)	・ TM/TC 子局装置	一式																																																					
			・ 入出力中継装置																																																						
			・ TM/TC 親局装置																																																						
6	長者池揚水機場 (真壁操作所)	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目 (3.4kHz)	・ TM/TC 子局装置	一式																																																					
			・ 入出力中継装置																																																						
			・ TM/TC 親局装置																																																						
			・ 入出力中継装置																																																						

項 目	内 容					
	No.	名 称	伝送形式	機 器	数量	
	7	上野沼揚水機場	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM/TC 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
				・ TM/TC 親局装置		
	8	調圧水槽	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	9	明石揚水機場 (つくば操作所)	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	10	東山田揚水機場 (猿島操作所)	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM/TC 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
				・ TM 中継子局装置		
	11	関本分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：符号品目（50b/s）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	12	八千代分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：符号品目（50b/s）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	13	新井揚水機場	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM/TC 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	14	名崎分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	15	諸川分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM/TC 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
				・ TM 中継子局装置		
				・ ITV 制御装置		
	16	三和分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：符号品目（50b/s）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	17	明野分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：符号品目（50b/s）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	18	茂呂分水工	NTT 専用回線伝送 親局→子局：符号品目（50b/s）	・ TM 子局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	(3) 孫局					
	No.	名称	伝送形式	機 器	数量	
	1	羽黒吐水槽	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：符号品目（50b/s）	・ TM 孫局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	2	今泉吐水槽	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：符号品目（50b/s）	・ TM 孫局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		
	3	上野沼吐水槽	NTT 専用回線伝送 子局→孫局：帯品目（3. 4kHz）	・ TM 孫局装置	一式	
				・ 入出力中継装置		

項 目	内 容
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 (設計作業の留意点) 第3-2条 (業務の成果品質確保 対策) 第3-3条	本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。なお、作業項目内訳表の5. 基本事項の検討については、別添3「システム構成図」を基に作業を行うものとする。 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 1）農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 URL（https://nn-techinfo.jp/）を参照。 2）農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、 URL（https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/）を参照。 3）新技術情報システム（NETIS）については、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 6 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。 7 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 8 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 9 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設けるので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農林水産省 Web サイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。 1 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者及びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については、変更する場合がある。 ・設計条件、前提条件 ・業務計画の妥当性 ・スケジュール ・その他

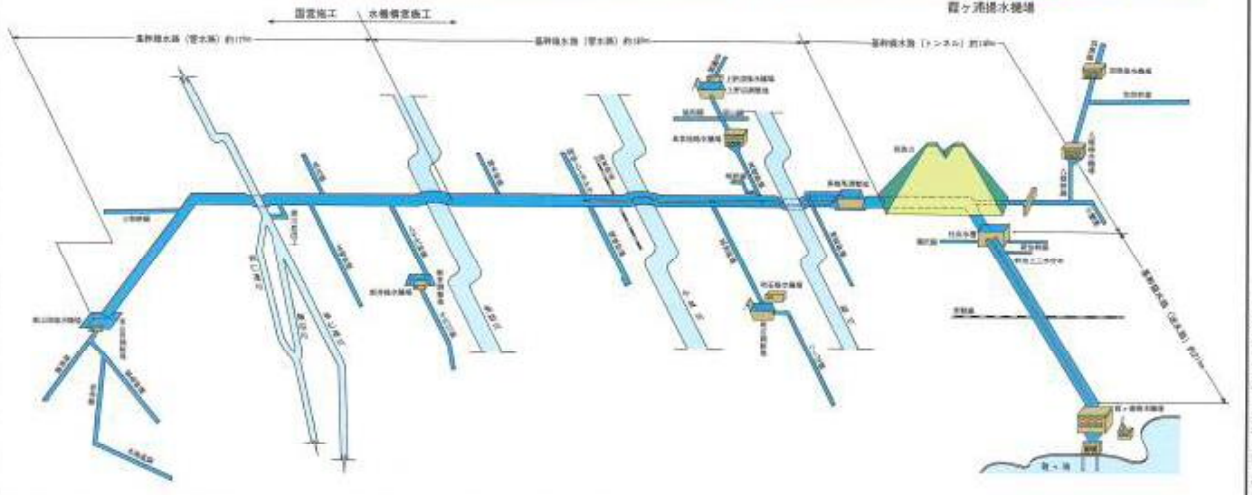
項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3－4条	(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 2 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 3 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 Web サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議への出席要請があった場合は、これに応じるものとする。 4 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から5 によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもの、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト) 」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3－5 条	5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映の上作成し、監督職員の承諾を得なければならない。また、技術提案内容の履行確認に当たっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	共通仕様書第 1－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（受益面積調査終了時） 第 3 回 中間打合せ（基本事項の検討完了時） 第 4 回 中間打合せ（緊急防災等工事計画書作成（案）等の作成時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せを行うこととし、設計変更の対象としない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物は、共通仕様書第 1－17 条に基づき、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」により作成し、次のものを提出しなければならない。 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、第 5－2 条で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(開示用成果物の作成及び提出) 第 5－2 条	第 5－1 条に記載している成果物（PDF ファイル）を元に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、PDF 加工・編集ソフトを用いて被覆等の措置を行い、データ上で該当箇所を確認できるよう加工した成果物を開示用成果物として別途提出しなければならない。 1 開示用成果物の電子媒体（CD-R 等） 1 部
(図面ファイルの形式) 第 5－3 条	成果図面の電子ファイルについては、前条で定めている形式のほか、al-Ni1 CAD で編集可能なデータを提出しなければならない。
(成果物の提出先) 第 5－4 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第2－2条に示す「設計基本条件」に変更が生じた場合。 2 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 7 その他
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別添1】

令和7年度 国営施設機能保全総合対策事業
霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務
全 体 位 置 図



令和7年度 国営施設機能保全総合対策事業
霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務
設計対象範囲位置図



小貝川水管橋

南桂尾調整池(つくし湖)

鬼怒川水管橋



上野沼調整池



第5回 大野きいばらき
農業農村フォトコンテスト 入賞作品



霞ヶ浦農業用水管理センター



長者池揚水機場



霞ヶ浦用水管理所

凡 例	
	受益地(水田)
	受益地
	国営用水路
	国営用水路(トンネル)
	国営揚水機場
	水資源確保用水路(管線)
	水資源確保用水路(トンネル)
	水資源確保揚水機場
	都市用水分水工
	調整池
	浄水場
	上水道用水送水路
	上水道雨水受水地点
	工業用水送配水路
	主な工業用水受水地点
	農業かん灌
	農業揚水機場
	団地かん灌
	農市町村界
	国 道
	高速自動車道

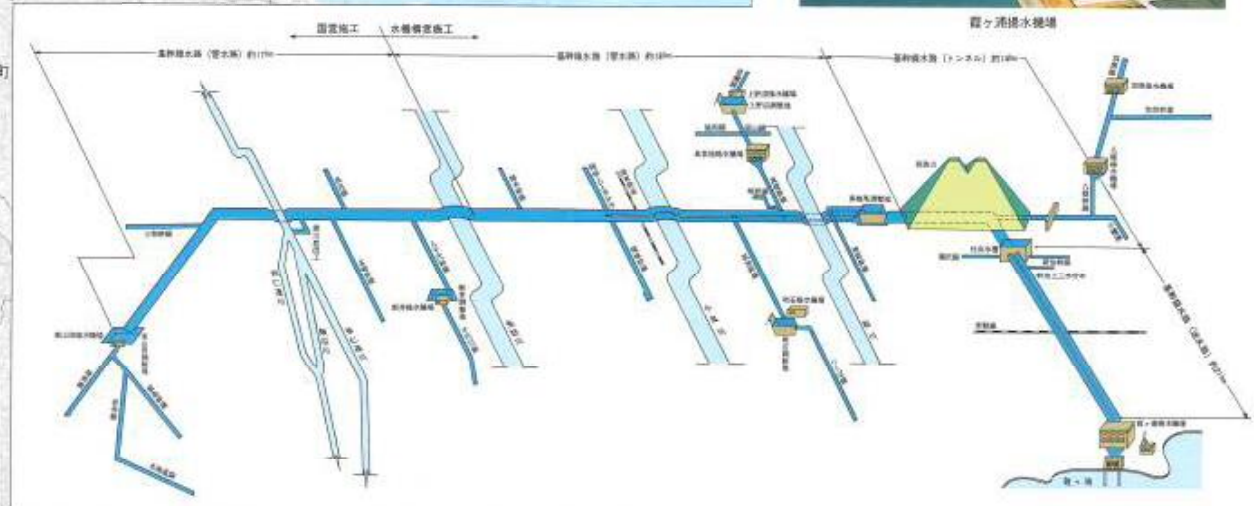


坂東市菅沼地区(チューブかん水状況)

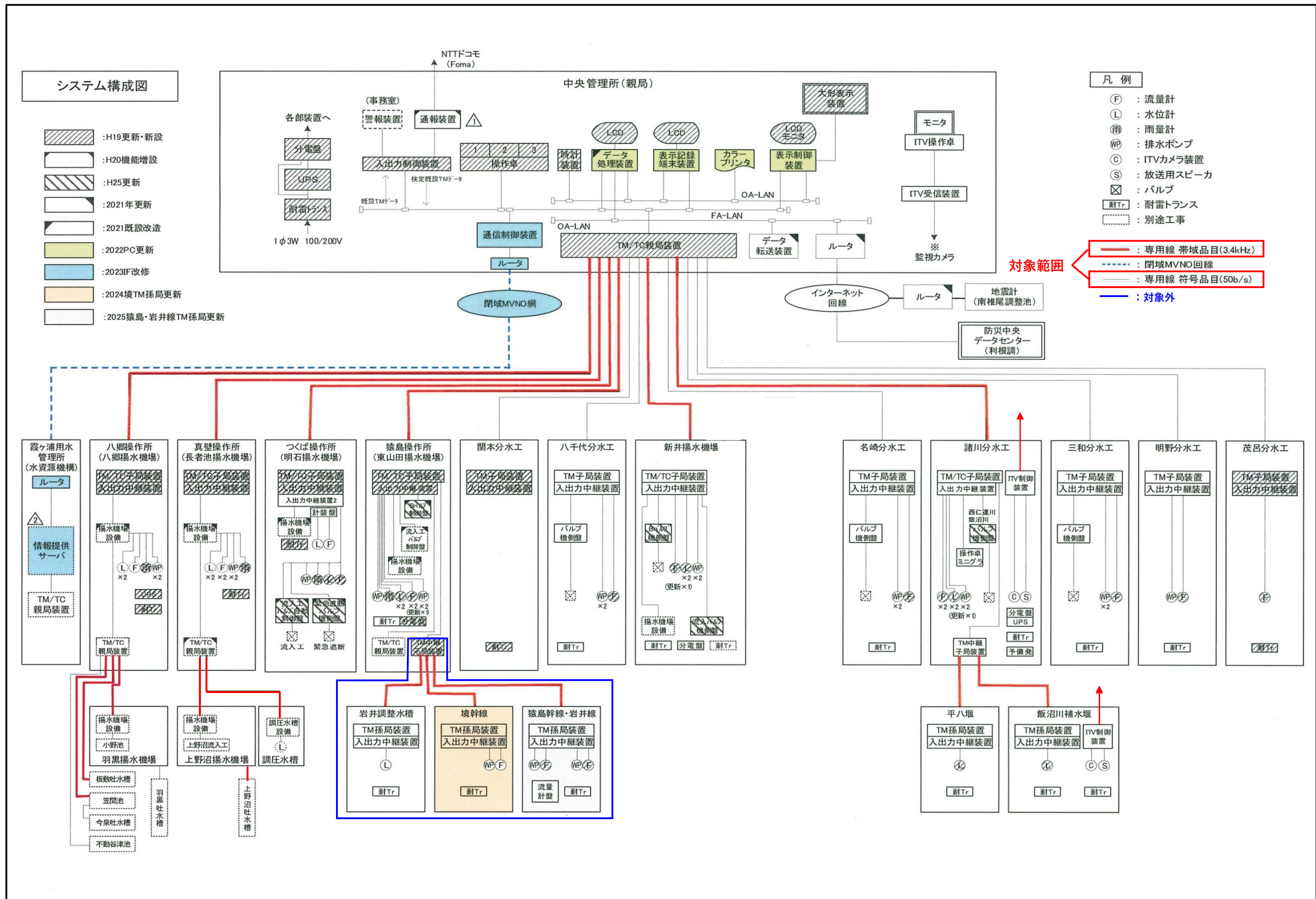


坂東市菅沼北部地区(レタス収穫)

1:100,000



【別添 3】



作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 準備作業	本業務を実施するにあたり、必要な現地調査、貸与資料の内容の把握及びその他必要な資料の収集を行う。	一式	
2. 現地調査	対象施設の中央管理所と各子局（孫局含む）のデータ通信回線の設置状況及び仕様事項等の確認に必要な現地の状況調査を行う。	一式	
3. 資料の検討	対象施設の機器設置条件、既設機器の状況及び仕様事項等並びに現地調査資料、貸与資料等各種資料の取りまとめを行う。	一式	
4. 受益面積調査			
1) 一筆調書の作成	発注者より貸与する土地改良区の台帳情報（Excelファイル）を基に、受益範囲の一筆調書を作成する。 具体的には、①土地原簿をベースにあらかじめ搭載されている情報を基に、必要な項目（市町村、大字、小字、地番、地目、地積）を抽出する。②賦課台帳と突合を行う。③重複等確認を行う。②③について、不突合等土地改良区へ確認が必要な場合は、確認用資料を作成し、発注者を通じて確認の上、結果を反映する。	一式	
2) 受益面積の集計	4. 受益面積調査 1) 一筆調書の作成 の結果を踏まえ、受益面積の集計（市町村別、地目別等）を行う。	一式	
3) 維持管理計画書等との関係を整理	4. 受益面積調査 1) 一筆調書の作成 及び2) 受益面積の集計 で整理した受益面積と、発注者より貸与する土地改良区維持管理計画書等に記載された受益面積との関係について整理する。 土地改良区等への確認用資料を作成し、発注者を通じて確認の上、整理に反映する。	一式	
5. 基本事項の検討			
1) 通信回線提供エリア（接続状況）の確認及び更新箇所抽出	2. 現地調査 及び3. 資料の検討 を踏まえ、NTT専用回線に係る施設ごとに通信回線提供エリア（接続状況）の確認及び更新箇所抽出を行い、確認した結果を整理する。	一式	
2) 通信回線の検討	5. 基本事項の検討 1) 通信回線提供エリア（接続状況）の確認及び更新箇所抽出 結果を踏まえ、通信可能な回線を複数案提示し、各項目（通信容量、セキュリティ性、安定性、保守性、継続性、通信回線使用料、更新後のランニングコスト（維持管理費）等）について、比較検討を行い、整理する。	一式	
3) 各通信回線の利点、課題の整理	通信可能な複数の回線について、対象施設への運用にあたり、それぞれの利点、課題等を整理する。	一式	
6. 実施設計			
1) 概算工事費等の検討	通信可能な複数の回線について、それぞれ更新機器リストの作成、数量表、機器費、工事費（既設施設、機器等の改修を含む）、工期算定等の積算資料を作成し、概算工事費を算定する。	一式	
2) 最適な通信回線案の検討	6. 実施設計 1) 概算工事費等の検討 結果を踏まえ、経済的で最適な機能を持つ通信回線の最終案を決定し、システム構成図、機器仕様等を作成する。	一式	
3) 数量計算	6. 実施設計 2) 最適な通信回線案の検討 にて整理された内容を基に対象機器等の数量を計算する。	一式	
4) 特別仕様書（案）の作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	一式	
7. 環境配慮調査			
1) 環境配慮基本方針（案）作成	関係市町の環境情報等の文献や既存資料を踏まえて環境情報図を作成し、環境配慮基本方針（案）を作成する。	一式	
8. 経済効果の算定			
1) 総費用の算定	発注者より貸与する資料を基に、水管理施設の費用を算定する。 具体的には、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」（平成19年3月28日付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知（令和7年4月2日一部改正）。以下「費用対効果分析マニュアル」という。）の「第2章第3節総費用の考え方」に基づき算定する。	一式	「水管理施設整備に係る効果算定の解説」（令和3年4月）を基に、水管理施設を単独で整備する場合の費用対効果算定を行う。 納品に際し、算定に使用した電子ファイルは関数、数式、リンク、マクロ等を含む形で提出すること。
2) 便益の算定	水管理施設整備に係る便益として、水管理労力節減効果及び維持管理費節減効果を算定する。 水管理労力節減効果については、水管理施設の機能を人力で代替した場合（事業なかりせば）に要する労力を整理し、水管理施設を整備することによって軽減される管理労力を評価する。算定に当たっては、発注者と共に水管理施設を管理する団体（土地改良区等）への聞き取り調査（外業）を行い、地域の実情について把握し、「水管理施設整備に係る効果算定の解説」（令和3年4月）が定める標準的な設定を参考に、同施設の機能を人力による作業で代替した場合に必要な人員の数・所要時間・頻度等を整理する。 維持管理費節減効果については、発注者より貸与する資料を基に、水管理施設に係る維持管理費節減効果を算定する。具体的には、「費用対効果分析マニュアル」の「第2章第4節 4維持管理費節減効果」に基づき算定する。	一式	
3) 総費用総便益比の算定	8. 経済効果の算定 1) 総費用の算定 及び2) 便益の算定 結果を踏まえ、総費用総便益比を算定する。 具体的には、「費用対効果分析マニュアル」の「第2章第2節総費用総便益比及び所得償還率」に基づき、第1～3及び5表を整理する。 ※所得償還率の算定は行わない。	一式	
9. 緊急防災等工事計画書（案）等の作成	「土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要領」（平成30年3月30日付け29農振第2307号農村振興局長通知（令和7年4月1日最終改正））の別記様式第2－2号（別紙）に基づき、緊急防災等工事計画書（案）、添付図面及び補足説明資料を作成する。	一式	添付図面は現況平面図、計画平面図、主要構造図、図面目録を作成。 現況平面図、計画平面図の受益地は、発注者より貸与するGISデータ（shapeファイル）により作図する。
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式	
11. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

※本地域の受益面積：約19,000ha、筆数：土地原簿約135,000筆、賦課台帳約43,000筆
関係土地改良区：霞ヶ浦用土地改良区
関係市町：土浦市、つくば市、石岡市、坂東市、古河市、下妻市、常総市、結城市、笠間市、桜川市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町（13市町）
総費用算定に係る対象水管理施設：①霞ヶ浦用土地改良区管理（親局1、子局18、孫局8）、②水資源機構管理（親局1、子局13）
※基本事項の検討、実施設計に係る対象水管理施設：霞ヶ浦用土地改良区管理（親局1、子局18、孫局5）